

資 料

フェーム裁判の初期史をめぐって(3)  
——13世紀ドルトムントの証書にみる——

若曾根 健 治

- 1 はじめに
- 2 13世紀前期までのドルトムント史一斑——グラフと都市
  - 2-1 ドルトムントの「ケーニヒスホーフ」とグラフ・フォン・ドルトムント
  - 2-2 ドルトムントの都市への生成をめぐって
  - 2-3 ドルトムント市とグラフ・フォン・ドルトムント——或る争いとその仲裁  
(以上、143号)
- 3 「ドルトムント・グラフシャフトの裁判長」と「ドルトムント市裁判長」
  - 3-1 はじめに
  - 3-2 13世紀中葉の四証書とその内容
  - 3-3 裁判集会場所と判決人について
  - 3-4 土地取引をめぐって——裁判集会と都市同盟会議
  - 3-5 「ドルトムントの裁判長」とは
    - 3-5-1 マイニングハウスの所論——「伯領の裁判長」について
    - 3-5-2 「都市裁判所」の問題その他
    - 3-5-3 「市裁判長」の選出・任命をめぐって (以上、144号)
- 4 ドルトムント・フライゲリヒトについて
  - 4-1 フライゲリヒトの発端として——1257年の証書
  - 4-2 「国王バン」の下で「秘密裁判」として——1268年および1274年の証書
  - 4-3 「国王バン」の記載をもたぬ証書について (以上、本号)

## 4 ドルトムント・フライゲリヒトについて

### 4-1 フライゲリヒトの発端として——1257年の証書

以上述べてきたところを経て、われわれはやっと本稿表題に掲げるフェーメ裁判の初期史の問題にたどり着いた。本節では、この問題を、都合9つの関係証書（前節に続けて、時代順に番号で示す）をよみとくことで、みていきたい。

(1) 初期史の発端を示す文書は、すでにふれたとおり、1257年1月ドルトムント市参事会発行の証書 [x]<sup>(219)</sup>。これによって市参事会は、或る土地取引の成立を確認する。「そのときのドルトムント・フライグラーフ (libero comite tunc temporis Tremonie existente)」が初めて文書に姿をみせるとされるのは、ここにおいてである<sup>(220)</sup>。「フライグラーフ (libero comite)」の名はゲルラッハ・フォン・ヘルネ (Gerlaco von Herne)。マイニングハウスはリンドナーと同様、彼を „Dortmunder Freigraf (ドルトムント・フライグラーフ)“ の名目で称ぶ<sup>(221)</sup>。ただ、本証書との関係でいえば、 „Dortmunder Freigraf“ の言葉は若干紛らわしい。というのは、それは、後述するとおり、「ドルトムント伯」にもあてはまる言葉だからだ。そこで、正確を期していえば、本証書のゲルラッハは〈そのときどきのフライゲリヒト裁判集会の裁判長〉として「ドルトムント・フライグラーフ」の職を勤める者だ、ということになる<sup>(222)</sup>。

ここで老婆心ながら述べておきたいのは、こうである。リンドナーはゲルラッハを「最古のドルトムント・フライグラーフ」と称んだが、これは『ドルトムント文書集』上のみならず、未刊文書上も「最古の」関係人物なのだろうか。この点に言及がない。リンドナー以後の研究者もしかり。フェーメ (フライゲリヒト) 初期史のありようとの関係でわれわれとしては気にかかるところ。ただ、リンドナーの視野は未刊の史料にも広がっていた。例えば、彼の『フェーメ』(1888) 出版当時、依然未刊行の文書であった、後述1274年の証書 [xii] (ミュンスター国立文書館所蔵) をフライゲリヒト関係文書の1つとして引いていた<sup>(223)</sup>。他方「最古の」フライグラーフをめぐる問題では、この点が不詳だ<sup>(224)</sup>。

さて、証書 [x] によれば、1257年1月貴族 (vir nobilis) アドルフ・フォン・

フェーメ裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

グラーフシャフトは、ドルトムント市北、ホルトハウゼンの騎士オットーから返還を受けた、ホルトハウゼン村在の土地オストハウゼン (bonis dictis Osthusen in villa Holthusen) の所有権 (meram proprietatem, quod teutonice to durslagsten egene nuncupatur)<sup>(225)</sup> をドルトムント市民エルトマール・フォン・カンポ (in Campo) に譲渡した。当該土地は、オットーがアドルフから封地として取得していた<sup>(225a)</sup>。このため、当該土地の返還を受けるということは、その土地に設定されていた「すべての封建的法=権利 (omne ius feudale)」が返還されることを意味した。

ドルトムント市民へのこの譲渡は、或る裁判集会において確認を受けた。集会はどこに設けられていたのか。ドルトムントの市門ウルビスの北側、すなわち市壁の外に (Tremonie extra muros et ante portam, que dicitur porta Urbis) あった場所。丁度同じ頃著わされたドルトムント最初の都市法的一条に、「フライゲリヒト (jus liberorum, quod teutonice vrye dyng dicitur) は…市壁内に…およぶことはありえぬ」<sup>(226)</sup> と定められているものと、それは揆を一にしている、といえよう。(なお、市壁の建造についていえば、従来の古壁に代わって新壁になったのは1200年頃。これが後世まで続く<sup>(227)</sup>。) この、ドルトムント市郊外、市壁近近の場所 (むろん「ドルトムント・グラーフシャフト」内にある場所) で開催された集会こそ「ドルトムント・フライゲリヒト」の裁判集会であった。かつ、当面のところ、ドルトムント・フライゲリヒトの最初のケースであった。本裁判集会場所は、後年 „op deme koninges hove“ と称ばれるに到り、14世紀の『ドルトムント都市法書』によれば、ドルトムント・フライグラーフシャフトにおける7つの裁判集会場 (zeven maelstete der vrien graschap van Dorpmunde) のうち筆頭の地位を取得する<sup>(228)</sup>。

上で〈裁判集会〉とか〈集会〉といった言葉を用いたが、本証書にはそうした〈会合〉の意味の文言はみえない。一例に〈in libero placito Cometie sue in presentia Scabinorum〉(1187)]<sup>(229)</sup> とか〈in placito legitimo, quod dicitur frigethinc, tempore et loco congruo〉(1211)<sup>(230)</sup> にみる〈placitum〉といった文言である。

資 料

(2) ともあれ、証書にあらわれた本裁判集会について、注目する点を挙げよう。本集会が他ならぬ「フライゲリヒト」の裁判集会であったことは、裁判スタッフの点からわかる。裁判長として「フライグラーフ」(ここでは、ゲルラッハ・フォン・ヘルネ [上記]) がいた。他に、判決人として「フライシェッフエン」が在席し („coram liberis scabinis [フライシェッフエンの面前で]“) た。じつは、もう1人関係のスタッフらしき人物がいた。それが証書記載の証人・立会人欄で市参事会員18名(下述)の後に、名をみせた。リストの筆頭に短く〈Herbordus comes〉と。グラーフ・フォン・ドルトムント(以下ドルトムント伯)、ヘルボルドゥスである<sup>(231)</sup>。なぜ、「グラーフ」ヘルボルドゥスの名がここにあるのか。また、「グラーフ」ヘルボルドゥスと「フライグラーフ」ゲルラッハとは、どんな関係に立っているのだろうか。

これは、以下のとおりである。本集会が「フライゲリヒト」の裁判集会であった事情からいえば、ドルトムント伯は、フライゲリヒト裁判権者(「フライシュトゥールヘル」または「シュトゥールヘル」として)<sup>(232)</sup> 裁判集会を招集した。(〈Stuhlherr〉の言葉そのものは後代14世紀に出現する<sup>(233)</sup>。) 他方、本集会を裁判長として主宰し、判決を問う役に就いたのが「フライグラーフ」ゲルラッハだ、ということになる。彼は、元来、たぶんどルトムント伯ヘルボルドゥスの「グラーフ下役(Untergraf)」の地位にあったのであろう。この地位にあり同時に、そのときどきのフライゲリヒトの裁判長職に就く。このとき彼は「ドルトムント・フライグラーフ」と称された<sup>(234)</sup>。もちろん、ドルトムント伯自身「シュトゥールヘル」としてフライグラーフの地位にあった。これはいわば自明のことだったので、事情によっては証書上わざわざ「フライグラーフ」と記載されぬことがあった。ために、直接的にはフライグラーフを名乗らないことがある。こうして、本称号は「グラーフ下役」に移る。フライグラーフ・ドルトムント伯の〈代理人〉としてゲルラッハは、彼自身を、フライグラーフと名乗る<sup>(235)</sup>。「グラーフ」、「フライグラーフ」の関係は以上のとおりである。

(3) 判決発見にあたるのは、いうまでもなくフライシェッフエン。では、この場合、彼らはどんな出自にあって、幾人いたのであろうか。これに答えるのは、

フェーメ裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

なかなか難しい。ただ、証書に、上述「フライシェッフェンの前で」の文言に直ぐ続けて「それらの名は、下に書き記されたるなり (quorum nomina subscribentur)」とあるのが、手がかりとなる。「下に書き記されたる」名とは、裁判集会の証人、もしくは立会人(両者の区別は不明)の名前であった。これは、3群にわけられる。

先ず(a)冒頭に挙げられているのは、ドルトムント市参事会員(consules… Tremonie)。アーノルト・クレリクス、ハインリヒ・エレネ („Arnoldus Clericus, Hinricus Elene“)以下、アーノルト・フォン・ポート („Arnoldus de Poto“)に到る18人。ドルトムント市参事会の定員全部だ。(b)次に、こう書き継がれる。「その他の者として」と。いわく „Ceterum Herbordus comes, Franco frater suus… Conradus de Curne…“である。ここに、市参事会員ではない別部類の人物の名がみえる。先ずドルトムント伯ヘルボルドゥス(上記)、次に彼(伯)の兄弟フランクス…らである(全9名)。この中には „Gerhardus de Dusene, villicus de Abdynghoven“のように「所領管理人(villicus)」がいた。そして掉尾<sup>とうび</sup>に挙げた人物は „Wynandus liber comes de Vrilynghusen (Vrilinghusen), Gerhardus Radolfi“の2人である。このうち前者 „Wynandus“は、上述のフライグラーフ、ゲルラッハ・フォン・ヘルネと同様の立場にある者であろう。たぶん当時マルク伯の「グラーフ下役」として或る裁判集会で「フライグラーフ」職に就いたことがあった、とおもわれる(下述)。なお「フライグラーフ」の称号は、都市裁判長(ユーデックス)のそれとは異なり、終生のものであった<sup>(235a)</sup>。

掉尾のもう1人「ゲルハルト・ラドルフィ(Gerhardus Radolfi)」については、読者はすでに気づいたであろうが同じ名前の人物が前節でみたとおり、証書[v](1261年のドルトムント市参事会発行の文書)に挙がっていた。〈Gerhardo, filio domini Radolfi, iudice Tremoniensi(ドルトムントの裁判長ゲルハルト、ラドルフィの息)〉と。本裁判長ゲルハルト主宰の裁判集会の下で或る土地が譲渡された案件である<sup>(236)</sup>。たぶん、証書[x]の「ゲルハルト・ラドルフィ」は4年後の証書[v]にみることになる「ドルトムントの裁判長ゲルハルト、ラドルフィの息」と同一人物であろう。マイニングハウスはこのゲルハルトなる「ドルトム

## 資 料

ントの裁判長」をドルトムント「市裁判長 (Stadttrichter)」と捉えた。つまり「ドルトムント・グラーフシャフトの裁判長」ではない、と (前節)<sup>(237)</sup>。マイニングハウスによれば、13世紀半ばに、都市裁判所とフライゲリヒトとが分岐する。別言すれば、1つの「グラーフシャフトの裁判所」から、「都市裁判所」と「フライゲリヒト」との2つの裁判所が枝分かれする。これが1261年の証書 [vi] からよみとれる、という。

最後に (c) 「ゲルハルト・ラドルフィ」(彼についてはなお後述する) に続き、「かつ」として「多数のドルトムント市民 (et alii quamplures burgenses Tremonienses) (が列席した)」とあり、証人・立会人欄は結ばれる。

(4) そこで、上記3群の人物のだれが、フライシェッフェンなのか。関係の文言すなわちフライシェッフェン („liberi scabini“) の肩書きは、人物のなんびとも付されていない。だれがフライシェッフェンなのかは、この点では不詳。従って人数も不明。ただ、ここで、上述のとおり「フライシェッフェンの面前で」に直ぐ続き「それらの名は、下に書き記されたるなり」とあったこと注目したい。「それらの名」とはつまりフライシェッフェンの具体的名のことであり、上記の証人・立会人欄のうち、具体的な名が挙がっていた (a)・(b) の中の人物を指すはずである (従って [c] 「多数のドルトムント市民」は、ここでは対象外となろう)。では、(a) および (b) の双方の中にいる者か、もしくは (a) または (b) のいずれかの人物群の中にいる者か。

マイニングハウスは、こう考える。「それら (すなわち、シェッフェン) の名」にある「それら」とは上述 (b) の人物群中の者 (全9名) を指し、このうちフライシェッフェンは、ドルトムント伯ヘルボルドゥスを除く8人の者ら (従ってかの「ゲルハルト・ラドルフィ」も含む) であろう、と。ゲルハルトを除く8人は、ドルトムント伯を含め騎士身分だ、という。ということは、ゲルハルトは市民身分であることを認めるようである。ドルトムント伯がフライシェッフェンには属さぬ、というのは、次の理由によった。伯が選出・任命したフライグラーフ(「グラーフ下役」の地位にあった) の下で伯自身がフライシェッフェン職を勤めるというのは、まず考えられない、と<sup>(238)</sup>。ただ、この推論は一見してあまり説

得的ではないようにおもわれる。

全9名の中に „Conradus de Curne (コンラドゥス・デ・クルネ)“ がいた (上記)。彼は、リンドナーによれば、4年前1253年の証書 [iii] (前節) にみえた „Conradus vriegreve de Curne (Körne)“ と同一人物 (かつ、市民身分の者) であった。ただ当 „vriegreve“ は「家族名」であった。実際にフライグラーフ職にあったことを示すものではない、と。これにたいし、ルイーゼ・フォン・ヴィンターフェルトによれば、彼は実際にフライグラーフであった (非市民身分)<sup>(239)</sup>。フォン・ヴィンターフェルトほどの学者が、証人 (16人) の中に当コンラドゥス (つまり „Conradus vriegreve de Curne“ ) 1人いたことをもって、証書 [iii] の示すものがフライゲリヒトの裁判集会であった、と解したのは、理解に苦しむ。両者 („Conradus de Curneと „Conradus vriegreve de Curne“) が同一人物であるのは、ほぼ疑問はない。ラテン語文の証書 [iii] において、人物名に国語名 („vriegreve“) が付されたのをみると、当該の言葉は固有名詞 (「家族名」) を指すように見える。他方、コンラドゥスが実際に或る裁判集会でフライグラーフに就いた経験があるのを示しているとも、理解できなくはない。ともあれ要するに、フライシェッフェンの人数は8人で、出自は騎士身分の者 (7人) および市民身分1名ということになる。他方、立会人欄に (a) ドルトムント市参事会員の名が挙がっていたわけは、容易<sup>たやす</sup>く判る。証書 [x] が市参事会の発行 (Nos tunc temporis consules Tremonienses notum facimus) によっていたからだ。証書に、譲渡人アドルフの請願に (ad petitionem) 基づき、市参事会員の印章 (sigillo nostro) に並べ市章 (sigillo...civitatis nostre) が付されたのも、その点に関わっていた。

以上マイニングハウスの所論を中心に、フライシェッフェンの人数・出自をみた。傾聴に値する所論であるが、この場ではこれで止めよう。ただ、マイニングハウスが明快に答えていないもので、いささか気になる点がある。(i) 「それらの名は、下に書き記されたるなり」とあった「それらの名」がフライシェッフェンの具体的名を指したのであれば、なぜ、証人・立会人欄記述上、(a) ではなく、(b) が先に掲げられなかったのか。市参事会員はフライシェッフェンには

## 資 料

なりえなかったのか<sup>(240)</sup>。なりえなかったのなら、(b)が先に掲げられてよかったのではないか。また(ii)上記「ゲルハルト・ラドルフィ」についてマイニングハウスは、4年後の証書[v]に基づき、(市民身分の)ドルトムント「市裁判長」とみたが(上記)、この点は、本証書[x](1257)ではどうであったか。上記で推察したように、ゲルハルトは市民と捉えてよいのか<sup>(241)</sup>。最後に(iii)、証書の書き振りから推すに、ドルトムント伯もまた、フライシェッフェンである、あるいはフライシェッフェンになりうる、とみて(実際にそのときどきの裁判集会においてフライシェッフェンに就くかどうかは、別として)、差し支えないのではないか。

(5)以上が、証書にあらわれた裁判集会の主たるありようであった。このように本証書には、フライグラフを裁判長とし、フライシェッフェンを判決人とするフライゲリヒトの裁判集会がみいだされた。にもかかわらず、じつは、ここには、フライゲリヒトが「国王バン」に基づく裁判である、との趣旨の文章がない。後述のとおり、フライゲリヒトを語る他の証書(下述)には、「国王バン」の言葉が知られるのに<sup>(242)</sup>。『ドルトムント証書集』上フライゲリヒトの最初のケースであるのに、いきなり、その言葉がないのは、或る意味皮肉な現象ではある。後述のヘームベルクの発言(〈ヴェストファーレンにおいて、フライゲリヒトのフライゲリヒトたるゆえんは、それが国王バン裁判であることに存する〉)との主張に徴してみても、では、本証書にそれが無いのをどう考えればよいのであろうか。後述で、推論できるところを指摘したくとおもうが、とにかく、次に、「国王バン」の記載をもつ証書を見ていきたい。

## 4-2 「国王バン」の下で「秘密裁判」として——1268年および1274年の証書

(1)『ドルトムント文書集』に知られるドルトムント・フライゲリヒトの事例で「国王バン」の下の裁判集会が開催されたことを示している最初は1268年の証書[xi](9月4日)にみえるもの<sup>(243)</sup>。これは、息子と娘の2人(相続人)が、父(ハインリヒ・スクッケ)の、キルヒリンデに存する土地(「スクッケの土地[bona Scuckonis]」と称ばれる)の所有権(in meram proprietatem)を、当該の



フェーメ裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

土地に付属するものを含め、聖カタリーナ修道院（ドルトムント）に譲渡したことをしたためたもの。譲渡（売買）に到る経緯は、こうである。両人は、というかスツッケの一家は、別の場所に或る土地（〈*curiam nostram in Buvinchusen*〉）を有していたが、ただこれは、父親ハインリヒによって同修道院に担保として提供されているもの（*tytulo pignoris obligaverat*）。そこで子供たちは、これを請け出そうとし（*redimere cupientes*）、請け出す土地の代わりに別の土地（上記「スツッケの土地」）を修道院に譲渡したのである。そのさい、譲渡行為は、上記2人（息子と娘）の後見人（聖職者であった）の同意をえておこなわれた。

本譲渡が確認を受けた場が、フライゲリヒト——証書の言葉を借りれば「秘密裁判の正規の場所で（*in legitimo loco secreti iudicii*）」開催された裁判集会——であった。当時本裁判集会を主宰したのはフライグラーフ・ヴィナンドゥス（*coram Winando tunc temporis libero comite*）であった。フライシェッフエン（*coram...scabinis eiusdem iudicii*）もいた。これは、文字どおりには「シェッフエン」だが、「フライグラーフ」の名があるからには「フライシェッフエン」を指すのは、当時証書の書き手にも読み手にも自明のことであつたらう。フライシェッフエンの名と人数については、後述する。「フライグラーフ・ヴィナンドゥス」は、フライシュトゥールヘルであるマルク伯（下述）によって本フライゲリヒトの裁判長に選ばれ、それがゆえに証書でフライグラーフと称されたのであろう。「ヴィナンドゥス」は「このときの（*tunc temporis*）」フライグラーフと名づけられているので、実際に裁判集会を主宰・指揮したのが、彼であつたということになる。マルク伯は印章を寄せるも（下述）、彼伯自身が集会に列席していた形跡は窺がいえない。

証書にあつた「秘密裁判」の言葉については後述するとして、では、かの「正規の場所」とは具体的にどこか。「余ら（譲渡人 [息子と娘]）は、余らの相続人（相続期待権者）たちを引き連れパルファ・トレモニアに赴いた（*accessimus Parvam Tremoniam*）。」当場所は『ドルトムント文書集』の編者によれば〈*Lütkendortmund*〉である。フレンスドルフに従えば、ドルトムント市郊外、マルク伯領内に4つ存したフライゲリヒト集会開催場所のうちの1つであつた<sup>(243a)</sup>。

## 資 料

当場所へ赴き、法廷に出頭するのは、譲渡行為の「確認を受ける (firmaretur)」ためであった。このことは譲渡人両名が「余らの相続人たちを引き連れ (cum coheredibus nostris) 赴いた」事情と関係する。すなわち、フライゲリヒトにおける確認は、将来起こりうる、相続をめぐる係争を未然に回避せんとするところに、重要な意味があったということだ。

(2) さて、問題の「国王バン」である。証書では、当文言は次の文脈で語られる。「そしてこのようにして、前記のフライグラーフ (裁判長) は、かの聖カタリーナ教会に譲渡された土地が教会によって (今後) 所有されることを、シェツフェンの判決によって、かつ、国王バンによって (per bannum regium)、確固たるものにした。」<sup>(244)</sup> ここからは、判決人 (フライシェツフェン) が、フライグラーフの判決質問に応じておこなう判決提案 (判決発見) の中に「国王バン」の言葉を差し込んでいたことを窺がいう。かつ、そこからは、「国王バンによって」の言葉が差し込まれた意味がどこにあるのか、がわかる。土地譲渡は上述のとおり、フライグラーフとフライシェツフェンをスタッフとするフライゲリヒトの面前において確認を受けるが、確認の行為は、「国王バン」によってその効果が担保される、ということである。

(3) 本フライゲリヒト集会には、名を挙げられた者らとして12人が参列。名はないがその他の者らが参加していた。名を挙げられた者としては、土地譲受人が修道院であるため、聖職者が目立つ。„Otto prepositus eiusdem ecclesie“ (修道院代理) を筆頭に、„sacerdos“ (司祭)、„milites“ (教会ミニステリアーレン)、„villicus“ (修道院所領管理人)、„rector scholarum sancti Reynoldi“ (教会学校長) がいたのが、そうである。教会学校長の名前の後を追って „Winemarus de Bruggenoge, Gerlacus de Vrilinghusen, Hinricus de Werne“ が続く。彼ら3人の後に „Gobele preco (ゴーベル・使者役)“ が末尾の者となる。以上の中に、フライシェツフェンはいたのであろうか。正確には不明だ。ただ、末尾の「Gobele preco (使者役)」に関していえば、後述のとおり証書 [xiv] (1278) に、フライゲリヒトに「集った者」の名が挙げられた中で、掉尾に „et Hermannus liberorum preco (そしてヘルマン、自由人らの使者役)“ がいた。「自由人ら」とはフライ

フェーメ裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

シェッフエンとみてとれる(後述)。この伝でいくと、上記「ゴーベル」も「自由人」の「使者役」かも知れぬ。この意味で、彼の前に掲げられていた、少なくとも上記の3人はもしかするとフライシェッフエンということになるか。フレンスドルフ<sup>(245)</sup>が本証書[xi]を挙げ、フライゲリヒトのスタッフの一員としてみた „Freifron (フライフローン)“ (つまり、フロンボーテの、フライゲリヒト型の人物となる)とは、この „Gobele preco“ を指すに他ならぬであろう。

証書には、印章として、マルク伯エンゲルベルトのもの、および、ドルトムント市参事会員(複数)のもの(これは現在散逸)が、吊るされた。いずれの印章添付も、譲渡人(証書作成者)の請願(petivimus)によっていた。マルク伯の印章は、当フライゲリヒトのシュトゥールヘルとしてのもの。当裁判集会が同伯領内に設けられた(in cuius iudicio factum fuit)ことによっていた。取引の対象となった土地の所在地がマルク伯領内に存した関係からである。市参事会員が印章を付すのは、譲受人聖カタリーナ教会がドルトムント市内に所在したことによっている。

(4) 証書には「秘密裁判(secretum iudicium)」の名があった。フライゲリヒトをこう称ぶのが比較的早くに出現する一端が、ここにみえる。本呼称は次第に定着し14世紀初頭の時代(1303年の証書[xix][後述])へと続いていく。次に当呼称が出現するのは1274年エッセン帝国女子修道院のカノニクス(聖堂参事会員)で、書記ハインリヒ発行の証書[xii](9月18日)<sup>(246)</sup>において。この中でハインリヒは、ドルトムント近在エーヴィング(Eving)の土地2ユーゲルム(duo jugera terre)<sup>(247)</sup>からあがる収益を、「ドルトムントの病院(domo hospitalis Tremoniensis)」敷地に存した聖堂の助祭(cappellario in Hukarde)に譲渡する、と語る。後述でふれるように、両当事者が聖職者であったことに注目したい。

譲渡の意思表示がおこなわれた場が「秘密裁判」の裁判所であり、そして、ドルトムント伯ヘルボルドゥスと、フライシェッフエンの面前において(coram… Herbordo comite Tremoniensi et liberis scabinis)」であった。伯とフライシェッフエンとによる裁判集会の場所は「慣例によって従来秘密裁判がとりおこなわれてきている、マールシュタットと称ばれる場所」であった。集会は「シェッフエ

## 資 料

ンが正規に集う場所たる、ドルトムントのアルタリオス (Alutarios) において開催された。」<sup>(248)</sup> ここで「秘密裁判」と称された裁判 (また裁判所) とは、なにか。それは「フライゲリヒト」の別名を指していた。フライゲリヒトは、本証書ではそうした特徴的な名で呼ばれた。証書にいう「マールシュタット (malstat)」とは、フライゲリヒトの裁判集会場を指していた<sup>(249)</sup>。しかも、ここで注目するのは、この場所が当時、「シェッフエンの正規の裁判集会場所 (loco legitimo scabinorum)」であったことである。

では、本件の譲渡行為があった当時、当該裁判集会はどこに設けられたのか。証書はこれについて上記のとおりこう書く。「ドルトムントのアルタリオスにおいて (apud Alutarios) 開催された。」この „apud Alutarios“ とは、なにか。『文書集』編者リューベルは „bei den Schuhbänken“ とみた<sup>(250)</sup>。市内の「製靴場近くの」ということであろう。「製靴場」はベーデカーによれば、マルクト (市場) 近在にあった<sup>(251)</sup>。おそらく、都市ツunftの1つ製靴組合の置かれた場所であろう。他方ゾルバッハは „apud Alutarios“ を „bei den Lohern“ と言い換えている<sup>(252)</sup>。「なめし皮工らの傍で」と。いずれにせよ、当時フライゲリヒトの裁判集会場はドルトムント市内 (しかも、市内中心部) にあり、或るツunft (組合) 会館の近傍といった、特定の場所が指定されていた。

ここで直ぐ気づくことがある。どうして、ドルトムント市内の或る場所がフライゲリヒトの裁判集会場となりえたのだろうか。というのは、13世紀中葉のドルトムント都市法には、「フライゲリヒトは…市壁内に…およぶことはありえぬ」(既述) とあったではないか。では、この法と、市内でフライゲリヒトが開催された (証書 [xii]) (1274) 事実とは、どう関係するのか。ハッキリしたことはなかなかいえぬが、おそらく、こう考えられよう。第1に、たとえ市内にフライゲリヒトが開催されようとも、ここに、ドルトムント市民が当事者として出廷する、ということがないのであれば、フライゲリヒトの開催は合法であった、と<sup>(252a)</sup>。実際に、当事者は双方とも上述にみたように聖界に属していた。第2に、当該譲渡の意思が表明された「シェッフエンの正規の裁判集会場所」というのも、ここに関係してはいないか。ここに、たんに「シェッフエン」とあった。本証書

[xii] では、たしかに「フライシェッフエン」を指しているのは疑いない。証書に「フライシェッフエンの面前において (coram···liberis scabinis)」(上述)とあったからだ。ただ、他方で、たんに「シェッフエン」とだけあったことで、じつは見逃せぬものを含んでいるのではないか。すなわち「シェッフエンの正規の (legitimo)」集会場所とあった。この「正規の」集会場所である、というのには、次の意味が込められていないか。フライゲリヒトの場所である他に、他の各種裁判所、つまり、ドルトムント・グラーフシャフトの裁判所(グラーフの裁判所)、ドルトムントの都市裁判所、また市参事会裁判所の場所でもある、と。すなわち、諸裁判所共通の開催場所であった、ということだ。いずれの裁判所にも「シェッフエン」が構成員となっているのも、共通する。

(5) さて、証書 [xii] (1274) では、「(裁判集会に) 在席せしシェッフエンの名は、次のとおり (Nomina scabinorum, qui fuere presentes, sunt hec)」として全8人の名を示す。「シェッフエン」とは、上述したように、ここでは「フライシェッフエン」に他ならない。„Herbordus, liber comes tunc temporis, et Herbordus patruus suus, Gerhardus Radolfi, Godefridus Claviger, Waltunus de Lon, Elias de Elepe, Theodericus de Bertelwich, Conradus liber comes“である<sup>(253)</sup>。このように、証書は明快にフライシェッフエンの名前を記す。これらの中の幾人かについて、ふれたい。

[i] 〈Herbordus [ヘルボルドゥス], liber comes tunc temporis, et Herbordus patruus suus [彼の伯父ヘルボルドゥス]〉は、4年後の証書 [xiv] (1278) (下述) にも名をみせる (〈Godefridus Claviger [職杖持ち・ゴットフリードゥス]〉も同断)。冒頭の「ヘルボルドゥス」は4年後ではたんに〈Herbordus comes [Tremoniensis]〉とあるだけだが本証書 [xii] (1274年9月18日) では〈Herbordus, liber comes tunc temporis (このときのフライグラーフ・ヘルボルドゥス)〉と述べられる。上記8人のうち掉尾の者「コンラドゥス (Conradus)」も同様に「フライグラーフ (liber comes)」とある。彼は「このときのフライグラーフ」とは称ばれず、たんに「フライグラーフ」とされるのみ。この事情から、当該裁判集会において実際に裁判長の席に就いていたのは、「このときのフライグ

資 料

ラーフ」としてのヘルボルドゥス伯であったようだ。

[ii] 「フライグラーフ・コンラドゥス」について、リンドナーはこう述べている。本証書 [xii] (1274) に名をみせたコンラドゥスとは、証書 [iii] (1253) の〈Conradus vriegreve de Curne〉また証書 [x] (1257) の〈Conradus de Curne〉(いずれも上述) に他ならない、と<sup>(254)</sup>。このところだけをみると、時代の開きがやや大きい(1253年ないし1257年と1274年との間)ものの、辻褄があわぬこともない。コンラドゥスの肩書きが、一方が „vriegreve“ (証書 [iii]) であり、他方が „liber comes“ (証書 [xii]) とあり、いずれも「フライグラーフ」を指すからだ。だが、他方で „vriegreve“ とは「家族名」をあらわすにすぎず、実際のフライグラーフ職を指すものではない、というのもまたリンドナーの考えるところであった。この点彼の所論は多少明快ならざるところがある。ただ、こうした程度の齟齬は、だれしもあること。

[iii] むしろ、この場では、〈Conradus liber comes〉(1274) は〈Conradus de Curne〉(1257) と同様、フライシェッフェンの1人であり、かつドルトムント市民であるとみた、リンドナーの考察<sup>(255)</sup>に、注意を払いたい。彼にとっては、フライグラーフがフライシェッフェンに就きうるというのは、違和感のない事態だったようである。リンドナー自身は明示していないが。こうみると、第1に、ヘルボルドゥス伯もまたフライシェッフェンになりえたことになり、マイヌングハウスの所論(上述)とは異なってくる。第2に、グラーフの裁判(グラーフシャフト・ドルトムントの裁判)と、フライグラーフの裁判(フライゲリヒト)とは、いったいどんな関係にあったのか、の問題が新たに生じてこよう。

[iv] 最後に〈Elias de Elepe (エリア・デ・エレーペ)〉に注目したい。彼は、2ヶ月後証書 [viii] (1274年11月21日) (前節) にも、名をみせる<sup>(256)</sup>。ドルトムントの聖ニコライ教会前の裁判集会において「そのときのドルトムントの裁判長として (coram Elya de Elepe tunc temporis iudice Tremoniensi)。」案件は、一騎士 (〈nos Bernardus miles de Hurda〉) がミュンスター市の或る病院に、ティルベック (クライス・ミュンスター) 在の2家屋の所有権を譲渡する、というものである。集会には、市参事会員 (consulibus) 18人の他に、ドルトムント伯ヘル

フェーム裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

ボルドゥスを含む9人（この中には、幾人かの騎士もいた）が参列し、その他「ドルトムント市民の多数」が加わっていた。9人の最後には〈Gotfridus claviger comitis〉が姿をあらわし、かの「職杖持ち」ゴットフリードゥスが、はっきり「(ドルトムント) 伯の」職杖保持者（捧持者）であったことがわかる。「職杖」とは、裁判杖を指したとみてとれる。

「ドルトムントの裁判長」エリア・デ・エレペが裁判長を勤めるこの裁判集会（証書 [viii] には、型のごとく「判決質問条項 [requisita et lata sententia]」<sup>(257)</sup> が書き込まれていた）は、フライゲリヒトではなかった。とすると、グラーフの裁判（ドルトムント・グラーフシャフトの裁判）集会なのか、都市裁判（これは、市参事会裁判ではない）<sup>(258)</sup> 集会か。また、エリアは「ドルトムント市裁判長」か、「ドルトムント・グラーフシャフトの裁判長」なのか、さらにドルトムント市民なのか、市民以外の者か。これらの質問に明快に答えるのはなかなか難しい。おそらくエリアは、都市裁判における「市裁判長」だ、とってよいであろう。ここには、「余（伯）の裁判長 (iudice nostro)」<sup>(259)</sup> といった記述がないのが、判断の一材料となろう。また、ドルトムントの『市参事会帳簿 (Ratsbuch)』の1275年の条に、参事会員の一覧が掲載されている<sup>(260)</sup>。ここに18名の参事会員個々の名が記され（1年ほど前の証書 [viii] に述べられていた参事会員とは、人物がガラリと入れ替わっているのが、興味深い）、末尾に „Helya de Elepe, iudex (エリア・デ・エレペ、裁判長)“ とあるのも、参照される。もしエリアが市参事会と無関係な人物としたら、彼をそのように掲げるのは、不自然であろう。ということは、彼は市民身分であるとみてとくにおかしくはない。ただ判然としない。少なくとも参事会から認められた者ではないか。市民でなくとも、彼は市参事会と伯との共同によって選出されたのではないか。とにかく、市民がフライシェツフェンに就くことに、伯も都市も、存外好意的な態度をとっていたのではないか。

(6) さて、肝心の「国王バン」の言葉である。「シェツフェンの名は、次のとおり」として全8人の名が示された („Herbordus, liber comes・・・Conradus liber comes“) 後に続け、こう語られる。「彼ら（フライ）シェツフェンは、かの2ユーゲルムの（土地の）所有権を（譲受人のために）国王バンによって確認した」

## 資 料

と<sup>(261)</sup>。1268年の証書 [ xi ] (上記) にあったものと、ほぼ同様の文章である。〈土地取引を「国王バンによって」確固たるものにする、あるいは確認する〉というのが、国王バン関係の、或る意味定型的な文言であった、といえる。こうして証書からみるに、「国王バン」とともに「フライグラーフ」および「フライシェツフェン」の、いわば〈三点セット〉のシステム下にあったのが、フライゲリヒトのありようといえる。もう1点の問題としていえば、「国王バン」の下の裁判は、証書に語られていた「秘密裁判」と果たしてなんらか繋がりがあるのであろうか。明確なことは言い難いが、「国王バン」と「秘密裁判」とは、少なくとも言葉の上では必ずしも直接には繋がっていないようだ。というのは、フライゲリヒト関係の証書であっても、後述するように、「国王バン」が語られているのに「秘密裁判」の言葉のみえない場合がある(証書 [ xviii ])。反対に「秘密裁判」の言葉がみいだされるのに、「国王バン」が語られていない裁判事例が存する(証書 [ xix ]) からだ。

「秘密裁判」の由来をめぐる問題については、別途考えてみなければならないであろう。

## 4-3 「国王バン」の記載をもたぬ証書について

上述でみたように、『証書集』上ドルトムント・フライゲリヒトの発端として挙げた1257年の証書 [ x ] にはたしかに「国王バン」の文言はなかったが、次の時代の証書 [ xi ] (1268) および証書 [ xii ] (1274) には、それがみいだされた。そうすると、以後の関係証書は通例「国王バン」の文言を含む記述になっているであろう、とおもわれるかも知れぬが、じつはそうではない。〈史料というのは、そんなに都合よくわれわれの主張をうらづけてくれるようには、できてはいない〉一例だ。

(1) 先ず証書 [ xiii ]<sup>(262)</sup> は、マルク伯エーベルハルトの発給にかかるもの。これによれば、シュトルンケーデの (de Strunkede) 2人のミニステリアーレの、エーベルハルトとベルンハルトは、メンゲーデの (de Mengede) 司祭 (ゴスラル教会所属) ゴットシャルクと、メンゲーデ在のミニステリアーレ・エーベルハ



フェーメ裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

ルトとに、同在のオストホーフの所領 (curiam Osthoff) を、これに付属するものとともに売却した (代価は60マルク)。譲渡行為 (resignando et effestucando) は、メンゲーデ在のマイバウムと称ばれる樹木の下で (sub arbore „Meybom“) 開催された「裁判集会の訴訟手続きで (in figura iudicii)」確認を受けた。ドルトムント直近のフライゲリヒト、メンゲーデの本集会 (1276年) は、国語で「フライシュトゥールと称ばれる (quod dicitur „vrystuell“)」とあった。ライヒスホーフに由来するメンゲーデ村 (Lünen と Bochum の間)<sup>(263)</sup> は、ドルトムントの西北、リッペ河中域の南に位置し、マルク伯領内にあった (ドルトムント伯領は、14世紀後期の歴史地図によれば、マルク伯領に三方を囲まれ、北はミュンスター司教領に接していた)。メンゲーデ村の位置関係からみて、本フライゲリヒトは、マルク伯領に設けられたものとおもわれる。上記「マイバウム」の樹木の下が、マルク伯領におけるフライシェッフェンの「正規の裁判集会場所」の1つであったのであろう<sup>(263a)</sup>。

このとき、集会を主宰していたのは、フライグラーフ・ゴットシャルク (Godescaldo de Grats libero commite nostro ibidem iudicio)」であった。彼はマルク伯 (シュトゥールヘル) によって選出された (libero commite nostro) 者であろうことが、ここにみえた〈nostro (余の)〉の言葉から判る。ではフライシェッフェン (判決人) はどうかといえば、彼らは〈Cuius rei testes sunt: dicti liberi iudicii vemenoti〉と表記され、以下人名リストの冒頭部分は〈Adolphus de··· miles Adolphus de Westervilte, Hermannus de Osthoven〉とあり、続けて11名の者らの名前が挙がっていた。総勢14人にのぼる<sup>(264)</sup>。ただ14人すべてがフライシェッフェンであったのかどうかは、よくわからない。フライシェッフェンが「証人 (testes)」である、との書き振りもどうであろうか。狭義の「証人 (testes)」とフライシェッフェンとが混在していたかも知れぬ。とにかく、フライシェッフェンが本フライゲリヒトの裁判集会に列席していたことは、疑いない。

上記の〈vemenoti〉にみる〈noti〉とは「ゲノッセン (仲間・同輩)」を指し、〈vemenoti〉全体は「ゲノッセンシャフト (結社・団体)」を示す。〈vemenoti〉はすでに1227年アーンスベルクのフライゲリヒトにおいて〈scabini qui vulgo

## 資 料

dicuntur vimenoth) として知られる<sup>(265)</sup>。「フェーメ」の語は、最初是这样いった合成語として世に出た。

さて当面の問題でいえば、証書にはフライグラーフもフライシェッフエンも名をみせたが、「国王バン」の言葉はない。他方、両者が姿をみせておればあえて国王バンに言及せずともよい、と当時みなされていたとしても無理はない。

(2) 次に、証書 [xiv] (1278) である<sup>(266)</sup>。これは、土地譲渡者自身が発給した文書。内容は二段にわかれ、(a) 第一段は土地譲渡 (10月30日) のありようを述べ、(b) 第二段はフライゲリヒトにおいて譲渡が確認を受けた (11月8日) 旨を語る。(a) アルダイの貴族 (nobilis de Ardeia) ヴイルヘルムはオエル教区の (in parochia Hüre) 森林ハートに (in nemore dicto Hart) 存する所領ボッホルトに隣接する (iuxta curiam Bucholte) 一土地を、フラスハイムの教会 (ecclesie in Vlarshem) 売却した。代価 4 マルクで、かつ当教会が永久に保持すべき所有地として (tytulo proprietatis perpetuo possidenda)。譲渡そのものは、フツカルデ (Hukerde) の製粉場でドルトムント伯ヘルボルドゥスの立会いをえて実施された。ヘルボルドゥスは、譲渡人の血族 (consanguineus noster) としての立場にもあった。他の立会人には、とくに名を挙げられた 6 人の者、およびその他の者がいた。(b) 「その後まもなく (Postmodum)」譲渡人は、ドルトムント市郊外北のケーニヒスホーフ<sup>(267)</sup> におけるフライシェッフエンの面前に赴き (accessimus ad Curiam Regis apud Tremoniam coram liberis scabinis)、ここで開催のフライゲリヒトにおいて本譲渡は確認を受けた。これが、譲渡の 8 日後 11 月 8 日のこと。

本フライゲリヒトに「集った者 (Presentes erant) は」として 6 人の名が挙がっていた。譲渡人は「フライシェッフエンの面前に」赴いた、と記された後に、直ぐ続けて「集った者 (Presentes erant) は」といった、記録形態のありようからいうと、6 人は端的にフライシェッフエンを指す、とみてよいか。ともかく、6 名を紹介すれば、こうだ。ドルトムント伯がいた。次に彼の伯父 (patruus suus) ヘルボルドゥスの名がみえ、続けてこうある。〈Hermannus sculthetus [シュルトハイム] de Abdinchove, Thidericus de Bertelwic, Gotfridus Claviger [ゴットフリー

フェーメ裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

ドゥス・職杖持ち]』と。最後にこう名が挙がっていた。「ヘルマン、自由人らの使者役 (et Hermannus liberorum preco)」と。ここにみる「自由人ら」とは、「フライシェッフェン」を指すものとみてよい。ヘルマンもフライシェッフェンの1人であり、しかも「使者役」に就いていた、とみられる。そこで、上の問いに答えるとすれば、6人はフライシェッフェンであった、と捉えられる。彼らのうちドルトムント伯はフライシェッフェンの1人ではあるものの、シュトゥールヘルとして裁判集会を代理人(グラフ下役)に委ねず、みずから主宰したのであろう。本証書にも、「国王バン」に言及はない。のみならず「フライグラフ」の言葉もない。ただ、これについては、ドルトムント伯がシュトゥールヘルとしてフライグラフの任に就いていたとみるのが、自然であり、かつそれが当時自明のことだったため言葉そのものは記されなかった、といえる。

証書[xiv]で特徴的なところは、上記でみたとおり、(a)土地譲渡行為と、(b)その確認行為との関係が、証書構成上からはっきりわかる点である。2つの行為の間には、1週間ばかりの開きがあった。譲渡人は、譲渡の確認のため、フライゲリヒトの開催を申し出たか、あるいは、たまたま開催されていたフライゲリヒトの案件の1つとしてとりあげてくれるよう、フライゲリヒト裁判開催権者ドルトムント伯に申し入れたかであろう。とにかく、2つの行為が1つの証書に書き込まれた。(b)の行為が(a)の行為とともに1つの証書に書き込まれた理由は、ひとえに(a)の譲渡行為の保護・保全にあった。「なんびとか瞞着者が出現し、このようにおこなわれた(譲渡)行為を侵害したり、それに変更を加えたりすることがありえぬように」せんがためであった<sup>(268)</sup>。証書が作成される理由は、譲渡者が証書を、譲受人フラスハイムの教会に授与する(presentem litteram dedimus)ためである。とともに、欺瞞者のありうる行為を回避・防止するためでもあった、といえよう。証書には、ドルトムント伯の印章が付された。このことは、欺瞞者によって侵害や変更の行為があるときは、フライゲリヒト裁判権者側からの制裁の起こりうることを担保する意味をもっていた。

(3)最後に、多少時代は飛ぶが、証書[xix](1303)<sup>(269)</sup>はこう語る。「余」カーメネ在の司祭たる、フリダッハのエーベルハルトはドルトムント裁判区内の(in

## 資 料

jurisdictione Tremoniensi) オーファークンプ在の土地を付属物を含めドルトムント(市)の住民(opidano Tremoniensi)ゲルヴィン・スミットフーゼンに売却譲渡する、譲受人が「相続法上永久に保持しうる所有権(譲渡)の名義の下で(ad eosdem titulo proprietatis iure hereditario perpetuo possidendos)」と。代価は160マルク(ミュンスター鑄貨)。譲渡にさいし譲渡人は「全ての相続人」の同意をえた旨をじつに長長と述べる。「余の兄弟でミニステリアーレ、テォデリクスおよびこの妻(名は中略)、およびこの(男女の)子ら(3人[中略])、また余の兄弟ヘルマン、その(男女の)子ら(4人[中略])、その妻(中略)、そして余の兄弟ゴッデスカルクス、この(男女の)子ら(2人[中略])」の同意(〈cum consensu et ratihabitatione〉)であった。譲渡人は聖職者であったためか妻子の名は無い。代わって、譲渡人の兄弟(姉妹はいなかったか)とその妻、その子の名が個々に挙がっていた。これらの者が、男女を問わず相続期待権者であった。とともに、後彼らから苦情が起きぬように、との配慮が、長長と述べるところからみてとれよう。

譲渡行為は、フライゲリヒトで確認された。裁判集会の場所は、オーファークンプ(上記)。おそらく、譲渡の土地の存した現場であり、ここで譲渡の意思表示がなされ、当該現場にフライゲリヒト集会が召集されたものとおもわれる。もちろん、これが特定の日時(6月24日)に召集されることは周辺に事前に知らされていたであろう。裁判長はフライグラーフ、ヨハン・ファッハ(Johanne dicto Vach libero comite)<sup>(270)</sup>。フライシュトゥールヘルたる「見習騎士ドルトムント伯コンラート(domicelli Conradi comitis Tremoniensis)」によって選出された者とみうけられる。判決人は当「秘密裁判のシェッフエン(scabinis secreti iudicii)」である。集会で改めて、譲渡人は譲渡地を、付属する諸権利(omni iuri, quod eisdem in dictis bonis competere videbatur)を含め、放棄する、と表明する。「国王バン」の件はみえぬ。

証人(testes)として名をよせた(〈ad hoc in testimonium vocati et rogati〉)者は、「見習騎士ドルトムント伯コンラート」を筆頭に20人いた。この中にたぶん、フライシェッフエンが存したに相違なからう。フレンスドルフは本証書のこの証

フェーム裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

人欄を一例にとりあげ、フライシェッフエンの他に、市参事会がフライゲリヒトに多数参席した、とみていた。彼によれば、ドルトムントにあっては、他の都市と違って、市参事会員たる資格と、フライシェッフエンの地位とは必ずしも対立せず、結びつきえた、とされる<sup>(271)</sup>。証書には、コンラート伯および譲渡人、および譲渡人の3兄弟(上記)の印章が付された。なお、譲渡人エーベルハルトの主君はマルク伯だったため、同内容の証書がもう一通作成され、これには、マルク伯エーベルハルトと、この息エンゲルベルトとの印章が付された。

(4) 以上、証書に「国王バン」の文言がみいだされぬ事例三点をみてきた。本節冒頭の証書[x]を合わせると四点となる。「国王バン」の文言をもつ証書と比べて、少なからぬ数だ。では、証書に関係の文言がみいだされないのは、なぜなのか。「国王バン」の文言の有無いかんによって証書の記述のありようが異なっていたといった事態は、以上からは、みいだされなかったにもかかわらず。諸研究はこれまで、この種の疑問を提起してこなかった。ただ、そもそもそうした疑問が果たして問うに値する問題なのかどうかは、われわれにも定かではないが。とはいえ、多少立ち入ってみたい。

証書[x]については、これが『ドルトムント文書集』上最初のフライゲリヒト文書であったため、証書上の問題があったと考えることができるかも知れない。フライゲリヒト裁判集会について、「フライグラーフ」・「フライシェッフエン」・「国王バン」の〈三点セット〉風の叙述の形式が未だできあがっていなく、証書記録者が「国王バン」について不案内であった、との事情である。しかし、そうした叙述の形式が登場してきた(証書[xi]および[xii]参照)後にもなお「国王バン」の文言をもたぬ証書が存した。なぜなのか。証書記録者が偶々書き漏らしたのか。関係の証書が少ない(上記)ので、それはなかなか考え難い。となると、証書に関係文言がなかったことで考えられうるのは、フライグラーフが実際に「国王バン」を有していなかったことにあるのか。これも、どうも考え難い。となると、フライグラーフが「国王バン」を有するのは自明のこととみなされていた、といったことがある。これくらいしか、理由は浮かばない。

ここら辺りをもう少し推論してみると、どうだろうか——およそ、国王バンを

## 資 料

有するというとき、ヴェストファーレンにおいて、シュトゥールヘルである裁判領主（われわれの事例では、ドルトムント伯とか、マルク伯とか、といったフライグラーフ）がみずから国王のもとに赴き、国王バンを願い出、「直接」<sup>(272)</sup> 国王からそれを受け取る、といった一連の手続きがとられたものとみられる。或る意味面倒な手続きを要したようだ。ただ、バン授与の事例は13世紀には、少なくとも刊本の証書としてはみだし難い。関係証書を読みうるのは、やっとなら14世紀のものである<sup>(273)</sup>。とにかく、一旦国王バンが授与されると、以後、個々のフライゲリヒト裁判集会は当然「国王バン」の下で開催されているはずだ、あるいは、その下で開催されるのは自明のことだ、ということにならないであろうか。既述のとおり、証書 [xiv] には、「フライグラーフ」の言葉すらなかった。ただし、同証書には、フライシェッフェンの名とともに、ドルトムント伯の名があった。そうすると、伯がシュトゥールヘルとしてフライグラーフの任にあるのは、自明のことだとみなされていた。これと、同工異曲の事情である。証書に、わざわざ「国王バン」（あるいは、「フライグラーフ」）の文言を入れるか、入れぬかは、あまり重きがおかれぬ。フライゲリヒト関係の別の言葉（例えば、「フライシェッフェン」）1つを記載しておけば、証書の書き手読み手にとって、フライゲリヒトの存在は紛れもない、と——以上のような推論である。

(続く)

## 注

(219) 拙稿「フェーメ裁判の初期史をめぐって (2)」『熊本法学』144 (2018) 90頁 (注147) 参照。DUB 1 Nr.105 (1256 [1257] Jan.). cf. Sollbach [20] 284 (Anm.467).

(220) Lindner [6] 62 („Der älteste Dortmunder Freigraf“); Meininghaus [35] [3] 13 (zuerst 1257); Meininghaus [13] [2] 192 (Anm.2, 3); Sollbach [20] 273 (Anm.380).

(221) Meininghaus [13] [1] 202. Lindner (本節前注220).

(222) Cf. Frensdorff [8] Einleitung p.145 (Anm.8, 9, 10).

(223) Lindner [6] 62 (Anm.3). 現在は DUB 2 (1890) Nr.398 (1274) に収録。

フェーメ裁判の初期史をめぐって(3)  
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

- (224) ここで一言付言すれば、『ドルトムント文書集』上最古のものとも見えるフライゲリヒト (DUB 1 Nr.102) は、1255年「イーゼンベルクの伯テオデリクス (ディートリヒ) のフライグラーフ、ラムベルトゥス (Lambertus, liber comes Th(eoderici) comitis in Isenberg)」の集会であった (場所はランゲンドレール [クライス・ボーフム (Bochum)])。ここの「帝国自由人の前で (coram liberis imperii)」土地の譲渡が実施された (譲受人はドルトムントの聖カタリーナ修道院) (cf. Meininghaus [35] [3] 24 [Anm.4])。参列者は11人 (名前のある者) とその他の者。11人 (「騎士 [miles]」[3名か] がいた) の中に「帝国自由人」すなわちフライシェッフェン (cf. Baedeker [17] 263 [Anm.90]) が含まれていたようである。およそヴェストファーレンにおける比較的古いフライゲリヒトが „imperiali placito liberorum“ とみえるが (Osnabrücker Urkundenbuch 2, 1896, Nr.1 [1188-1209])、表記上先の „liberis imperii“ とならんらか通じるところはないであろうか。
- (225) cf. Lindner [6] 364 (Anm.2), 365 („1257 bei Dortmund: 《durslagsten egene》“).
- (225a) cf. Meininghaus [35] [3] 25 (Anm.9).
- (226) 拙稿 (前注219) 82頁 (注116)。Cf. Frensdorff [8] Einleitung p.144 (Anm.4); Dyckerhoff [18] 81 (Anm.32).
- (227) Luntowski [24] 57.
- (228) Frensdorff [8] 100 Art.122. 拙稿「フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)」『熊本法学』143 (2018) 51頁 (注41) 参照。
- (229) Spilcker, Burchard Christian von, Geschichte der Grafen von Everstein und ihrer Besitzungen, Arolsen 1833, Urkundenbuch p.22 f. Nr.XIX. cf. Lindner [6] 405 (Grafen von Everstein: ヴェーザー河畔).
- (230) Hodenberg, Wilhelm von, Hoyer Urkundenbuch 2: Archiv des Stiftes Bassum, Heft 1 bis zum Jahre 1300, Hannover 1848, Nr.11 (p.10 f.). cf. Lindner [6] 406 (Anm.1: Graf von Bruchhausen: ライン、ネッカー間流域).
- (231) cf. Meininghaus [13] [1] 151 (Anm.3).
- (232) Frensdorff [8] Einleitung p.145 (Anm.5: der Stuhlherr oder Erbherr der Freigrafenstühle).
- (233) cf. Frensdorff [8] 98 (Art.121: den vryen ban des vrien stoles der grascap to Dortmunde).
- (234) cf. Lindner [6] 61 („Der Untergraf heisst … 《liber comes》“).
- (235) この点に関し一般にヴェストファーレンについて次を参照。Heck, Philipp, Der Sachsenspiegel und die Stände der Freien, Halle 1905 (Ndr.1964), 784

資 料

- („ihre Vertreter“); Waas, Adolf, Herrschaft und Staat im deutschen Frühmittelalter, Darmstadt 1965 (1. Aufl., 1938) 143 („setzt einen Freigrafen ein“); Scheyhing, Robert, Eide, Amtsgewalt und Bannleihe. Eine Untersuchung zur Bannleihe im hohen und späten Mittelalter, Köln/Graz 1960, 244 (Anm.8: „Grafenstellvertreter“).
- (235a) Frensdorff [8] Einleitung p.148 (Anm.1).
- (236) 拙稿 (前注219) 103頁 (注186, 187)。
- (237) 拙稿 (前注219) 103頁 (注188) 参照。また Sollbach [20] 283 (Anm.459)。
- (238) 以上マイニングハウスの所論は Meininghaus [13] [2] 193 (Anm.1, 2, 3), 194 (Anm.1)。
- (239) DUB 1 Nr.94 (1253). 拙稿 (前注219) 88頁 (注141)。Lindner [6] 62 („Unter den···Bürgern“; „An denselben Mann“).
- (240) Waas [235] 142によれば、オストファーレン (オストザクセン) と違い、ヴェストファーレンでは貴族の他に「農民」もフライシェッフェンになったという。「市民」については指摘がないが、おそらく否定的にみているのであろう。
- (241) Sollbach [20] 283 (Anm.460) は、「ゲルハルト・ラドルフィ」を「ドルトムント市民」とみた。
- (242) 国王バンとフライゲリヒトにおける土地取引一般について Lindner [6] 355-356; Fricke, Eberhard, Die Vemegerichtsbarkeit im kurkölnischen Herzogtum Westfalen, in: Klüeting, Harm (Hg.), Das Herzogtum Westfalen 1, Münster 2009, 281 (Anm.58: gestediget mit des koniges banne)。
- (243) DUB 1 Nr.126 (1268 Sept.4). 証書オリジナルは『ドルトムント文書集』編者によれば、ミュンスター国立文書館所蔵。
- (243a) Frensdorff [8] Einleitung p.150 (Anm.7)。
- (244) DUB 1 Nr.126: Prenotatus itaque liber comes possessionem dictorum bonorum sepedicte ecclesie sancte Katerine per bannum regium stabilivit de sententia scabinorum. cf. Frensdorff [8] Einleitung p.152 (Anm.1)。
- (245) Frensdorff [8] Einleitung p.148 mit Anm.4.
- (246) DUB 2 Nr.398 (1274 Sept.18)。
- (247) 森本芳樹『中世農民の世界 甦るプリュム修道院所領明細長』(岩波書店・2003) 40頁 (「カエサリウス写本第11葉裏」) に„Jugera III“ (「3 ユグム」) の言葉がみえ、興味深い (3 ユグム = 10分の1 マンス ~ 15分の1 マンス; 1 マンス = 10 ~ 15ヘクタール [1ヘクタール = 10,000平方メートル])。
- (248) DUB 2 Nr.398: Actum apud Alutarios Tremonienses in loco legitimo



- scabinorum, in quo solent habere tractatus secreti iudicii, qui vulgo dicitur malstat... cf. Dyckerhoff [18] 81 (Anm.35).
- (249) この言葉は、本節前注 (228) の該当本文にもみえる („zeven maelstete“).
- (250) DUB 1 Nr.398 p.402. Meininghaus [35] [3] 14 (Anm.2), Meininghaus [13] [1] 151も同様。
- (251) Baedeker [17] 263 (Anm.96).
- (252) Sollbach [20] 277 (Anm.398), 278 (Anm.407). cf. Deutsches Wörterbuch von Jacob und Wilhelm Grimm, 12, Deutscher Taschenbuch Verlag München 1984, Sp.1131 (Loher, Löher = lohgerber).
- (252a) これは Meininghaus [35] [3] 15 Anm.4 („die Bürger... demselben nicht unterliegen sollten“) に近い考え方である。この見解にたいしては Dyckerhoff [18] 82 („Also muß sie zur Duldung gezwungen worden sein“) を参照。
- (253) Lindner [6] 62 (Anm.3) は全員の名を紹介する。かつ、証書 (既述の証書 [x] [1257]) の証人・立会人との関連、また、ドルトムント伯による土地譲渡に関する1281年の証書 (DUB 1 Nr.158) (後述) にいう「シェッフエン」との関連にふれる。
- (254) 本節前注 (239) 該当本文を参照。
- (255) Lindner [6] 62 („unter Freischöffen und Dortmunder Bürgern“).
- (256) 拙稿 (前注219) 107頁 (注201) 参照。Westfälisches Urkundenbuch 3, 1871, Nr.954 (1274); DUB 1 Nr.148 (要録)。
- (257) 拙稿 (前注219) 84頁 (注125) 参照。
- (258) 「都市裁判」・「市参事会裁判」について、および両者の関係・連繫について、中世ドイツの一都市に関し、拙稿「中世都市の裁判と「真実」の問題——シュトラスブルク都市法から——」『熊本法学』136 (2016), 18頁以下、39頁以下、71頁以下など参照。
- (259) cf. DUB 1 Nr.158 (1281: Theoderico Palas, tunc temporis iudice nostro).
- (260) DUB 1 Nr.149 (Anno gracie 1275).
- (261) DUB 2 Nr.398: qui scabini proprietatem dictorum iugerum per bannum regium confirmabant.
- (262) DUB Erg. -Bd. 1, Nr.230 (1276 [1275] Jan.7). cf. Lindner [6] 77 (Anm.1: 1275).
- (263) von Steinen, Johann D., Westphälische Geschichte 3, Lemgo 1757, 468. また von Steinen, a.a.O., 475 („1275“).
- (263a) Frensdorff [8] Einleitung p.150 (Anm.8) にいう „vor dem Baumgarten des

資 料

- Schlusses Mark“ がこれにあたるか。
- (264)Lindner [6] 310 (Anm.1).
- (265)Lindner [6] 309 (Anm.1).
- (266)DUB Erg. -Bd. 1, Nr.243 (1278 Okt.30/Nov.8). cf. Meininghaus [13] [1] 9 (Anm.5, 6).
- (267)cf. Meininghaus [13] [1] 16 (Anm.1); Sollbach [20] 278 (Anm.409). 拙稿 (前注228) 51頁 (注38~41) 参照。
- (268)DUB Erg. -Bd. 1, Nr.243 : Ne vero aliquis inposterum huiusmodi factum nostrum infringere valeat vel mutare...
- (269)DUB 1 Nr.291 (1303 Juni 24); DUB Erg. -Bd. 1 Nr.432 (1303 Juni 24). cf. Frensdorff [8] Einleitung p.144 Anm.8.
- (270)cf. Meininghaus [13] [1] 203 (Anm.6).
- (271)Frensdorff [8] Einleitung p.149 (Anm.1, 3, 4).
- (272)Brunner, Heinrich/Heymann, Ernst, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 7.Aufl., München/Leipzig 1927, 181 („direkt vom König empfangen“).
- (273)一例に、拙稿「ラント平和とフェーメ——1371年カール四世「平和法」を中心に——」『熊本法学』145 (2019) 9頁 (注45~48 [ミンデン司教 (1332, 1354) やコルファイ修道院 (1349) へのフライゲリヒトの授与]) を参照。またドルトムントについてFrensdorff [8] Einleitung p.146 (Anm.2, 3) 参照。